

社会福祉法人緑ヶ丘学園職員行動規範（介護福祉サービス事業）

社会福祉法人緑ヶ丘学園職員は、利用者一人ひとりの社会の一員として“豊かな人生の自己実現”を支援することを指標とし、ともに一人の人間として権利・義務の主体者である事を銘記し、次のことを遵守します。

基本的姿勢

- 1 利用者の人間としての尊厳を大切にし、権利擁護に努めます。
- 2 支援者としての職務を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじます。
- 3 利用者が快適で豊かな自立生活を送れるよう支援します。
- 4 一人ひとりの自己実現に向けた、専門的支援をおこないます。
- 5 利用者が自らの尊厳に気づき、自らの力を発揮できるよう支援します。
- 6 専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努めます。
- 7 支援者は社会の一員であることを自覚し、地域社会の信頼を得られるよう努めます。

具体的行動

- 1 虐待はしません。
- 2 利用者の尊厳を守り人権を尊重し、生活全般において気持ちに配慮します。
- 3 命令口調の言葉遣いや威圧的態度はやめ、受容的態度で接します。
- 4 ご本人の望む呼ばれ方を尊重します。
- 5 利用者を人生の先輩として、尊敬の念を忘れないで接します。
- 6 見学者等を招くときは、事前に利用者の了解を得ます。
- 7 緊急時以外に大声で利用者の方を呼びません。
- 8 利用者の真似をしたり、職員同士でおもしろおかしく話しません。
- 9 入室のとき、又は私物を見たり処分するとき、郵便や小包を開けるときは、ご本人の立会いや同意、ご家族の同意を求めます。
- 10 利用者の個人情報を守ります。退職後も守っていきます。
- 11 第三者や利用者の前で生活や活動状況について、職員同士で話しません。
- 12 利用者のプライベートな情報の伝達は、ご本人、ご家族の同意を得て伝えます。伝える範囲と内容に配慮します。
- 13 利用者が病気になったときは、ご本人、ご家族にできる限り病状の説明を行い、治療について同意を得ます。
- 14 利用者の生活に必要な情報を、できる限りご本人、ご家族に提供します。
- 15 利用者中心のケアを行い、利用者個々人のその人らしい暮らしや生活を支援します。
- 16 利用者の移動については、ご本人、ご家族の意向を尊重し、決定には同意を得ます。

- 17 いつもご家族やお友達が訪室できるような環境を作ります。
- 18 利用者の社会的経験を尊重し、さらに社会性を養い、生きる喜びと活力を提供します。
- 19 知られたくない利用者の気持ちを尊重します。
- 20 ご本人のお金、私物は貴重な財産であることを自覚し、適切で有効な取り扱いを行います。
- 21 利用者に適時、適切な挨拶を行い、職員間においても行います。
- 22 同じ質問を何度も繰り返されても自尊心を傷つけることなく、その都度丁寧に答えます。
又、質問の内容からご本人の現状や状態を考えて介護を行います。
- 23 利用者の症状、状況を心で感じ、コミュニケーションの方法を工夫し、適切な介護を行えるように努力します。
- 24 ご本人が受ける介護について説明を行います。
- 25 ご本人の名前を書く必要がある時は、目立たないところに書き、人権の尊重、個人情報を守ります。